



**Bureau Veritas Japan Co., Ltd.**

**Yokohama Head Office: Silk Centre Bldg. 2F, 1 Yamashita-cho,  
Naka-ku, Yokohama, Japan 231-0023**

**TEL: 045-664-3831 FAX: 045-664-2017**

Document Title: 住宅性能評価業務規程

(CTC-JP-HQA-RD001)

Rev. 3.2

Issue Date: 1 March, 2006

Revised Date: 1 April, 2017

## 住宅性能評価業務規程

第1章 総則	3
第1条(趣旨)	3
第2条(基本方針)	3
第3条(評価の業務を行う時間および休日)	3
第4条(事務所の所在地)	3
第5条(評価の業務を行う区域)	4
第6条(住宅性能評価を行う住宅の種類及び評価の業務を行う範囲)	4
第2章 設計住宅性能評価の実施方法	4
第7条(設計住宅性能評価の申請)	4
第8条(設計住宅性能評価の受理及び契約)	5
第9条(設計住宅性能評価)	6
第10条(設計住宅性能評価の申請の取り下げ)	6
第11条(設計評価提出図書の変更)	7
第12条(設計住宅性能評価書の交付)	7
第3章 建設住宅性能評価の実施方法	7
第13条(建設住宅性能評価の申請)	7
第14条(建設住宅性能評価の受理及び契約)	8
第15条(建設住宅性能評価)	10
第16条(新築住宅に係る建設住宅性能評価における検査)	10
第17条(建設住宅性能評価の申請の取り下げ)	11
第18条(建設工事の変更)	11
第19条(建設住宅性能評価書の交付)	11
第4章 評価員等	12
第20条(評価員の選任)	12
第21条(評価員の解任)	12
第22条(評価員の配置)	12
第23条(評価員の教育)	13
第24条(評価の業務の実施及び管理の体制)	13
第25条(評価員等の身分証の携帯)	13
第26条(秘密保持義務)	13
第5章 評価料金等	13
第27条(評価料金の収納)	13
第28条(評価料金を減額するための要件)	13
第29条(評価料金の返還)	14
第30条(負担金の納付)	14
第6章 雑則	14
第31条(登録の区分等の掲示)	14

第 32 条 (評価業務規程等の公開) . . . . .	15
第 33 条 (財務諸表の備付け) . . . . .	15
第 34 条 (財務諸表等に係る閲覧等の請求) . . . . .	15
第 35 条 (帳簿及び書類の保存) . . . . .	15
第 36 条 (帳簿及び書類の保存及び管理の方法) . . . . .	16
第 37 条 (電子情報処理組織に係る情報の保護) . . . . .	16
第 38 条 (評価の業務に関する公正の確保) . . . . .	16
第 39 条 (損害賠償保険への加入) . . . . .	16
第 40 条 (事前相談) . . . . .	17

## 住宅性能評価認証業務規程

### 第 1 章 総則

#### (趣 旨)

第 1 条 この評価業務規程（以下「規程」という。）は、ビューローベリタスジャパン株式会社（以下「BVJ」という。）が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関として行う法第 7 条第 1 項に規定する評価の業務（以下「評価の業務」という。）の実施について、法第 16 条第 1 項の規定により必要な事項を定めるものである。

#### (基本方針)

第 2 条 評価の業務は、法、これに基づく命令及び告示並びにこれらに係る通達によるほか、この規程に基づき、公正かつ適確に実施するものとする。

#### (評価の業務を行う時間および休日)

第 3 条 評価の業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分までとする。

2 評価の業務の休日は、次に掲げる日とする。

- (1) 日曜日および土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める国民の祝日
- (3) 年末年始（期日はその年度毎に決定する。）

3 評価の業務を行う時間およびその休日については、緊急を要する場合その他正当な事由がある場合または事前に申請者等との間において評価の業務を行う日時の調整が図られている場合は、前 2 項の規定によらないことができる。

#### (事務所の所在地)

第 4 条 札幌アイアンドアイ事務所の所在地は、北海道札幌市中央区北 2 条西 1 丁目 1 番地とする。

- 2 仙台事務所の所在地は、宮城県仙台市青葉区中央 1 丁目 2 番 3 号とする。
- 3 埼玉事務所の所在地は、埼玉県さいたま市大宮区仲町 3 丁目 13 番 1 号とする。
- 4 千葉事務所の所在地は、千葉県千葉市中央区新町 1000 番地とする。
- 5 東京新宿事務所の所在地は、東京都新宿区西新宿 1 丁目 6 番 1 号とする。
- 6 東京御茶ノ水事務所の所在地は、東京都千代田区神田駿河台 2 丁目 8 番地とする。
- 7 東京渋谷事務所の所在地は、東京都渋谷区渋谷 1 丁目 16 番 9 号とする。
- 8 神谷町事務所の所在地は、東京都港区麻布台 1 丁目 7 番 2 号とする。
- 9 立川事務所の所在地は、東京都立川市曙町 2 丁目 13 番 3 号とする。
- 10 横浜事務所の所在地は、神奈川県横浜市西区高島 2 丁目 19 番 12 号とする。
- 11 川崎事務所の所在地は、神奈川県川崎市川崎区駅前本町 10 番地 5 とする。

- 1 2 名古屋事務所の所在地は、愛知県名古屋市中区栄 4 丁目 1 番 8 号とする。
- 1 3 名古屋駅前事務所の所在地は、愛知県名古屋市中村区名駅 4 丁目 6 番 17 号とする。
- 1 4 大阪事務所の所在地は、大阪府大阪市中央区北浜 4 丁目 1 番 21 号とする。
- 1 5 神戸三ノ宮事務所の所在地は、兵庫県神戸市中央区三宮町 1 丁目 1 番 1 号とする。
- 1 6 山陽姫路事務所の所在地は、兵庫県姫路市栗山町 151 番地 2 とする。
- 1 7 広島事務所の所在地は、広島県広島市中区胡町 4 番 21 号とする。
- 1 8 福岡事務所の所在地は、福岡県福岡市中央区天神 1 丁目 1 番 1 号とする。
- 1 9 BV エクスプレス大阪の所在地は、大阪府大阪市中央区北浜 3 丁目 2 番 23 号とする。

(評価の業務を行う区域)

第 5 条 業務区域は、日本全域とする。

(住宅性能評価を行う住宅の種類及び評価の業務を行う範囲)

第 6 条 BVJ は、法第 7 条第 2 項各号に掲げる住宅の種別に係る評価の業務について、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成 12 年建設省令第 20 号。以下「施行規則」という。）第 9 条第 1 号から第 3 号までに定める区分に係る評価の業務を行うものとする。

## 第 2 章 設計住宅性能評価の実施方法

(設計住宅性能評価の申請)

第 7 条 施行規則第 3 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価（以下単に「設計住宅性能評価」という。）を申請しようとする者は、BVJ に対し、次の各号に掲げる図書を 2 部提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第 3 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価申請書
  - (2) 平成 12 年建設省告示第 1660 号第 1 から第 3 までに定める図書(施行規則第 3 条第 3 項から第 5 項までの規定により明示することを要しないものとされた事項に係る図書を除く。)
  - (3) 特別評価方法認定を受けた方法を用いて評価されるべき住宅に係る住宅性能評価の申請にあっては、特別評価方法認定書の写し（ただし、BVJ が当該認定書の写しを有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る）及び当該認定特別評価方法を用いて評価されるべき事項を記載した書類（必要な場合に限る。)
- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第 3 条第 1 項に規定する変更設計住宅性能評価を申請しようとする者は、BVJ に対し、前項(1)に掲げる図書、前項(2)及び(3)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の設計住宅性能評価の結果が記載された設計住宅性能評価書又はその写しを 2 部提出しなければならないものとする。(ただし、BVJ において直前の設計住宅性能評価を行っている場合にあつては、設計住宅性能評価書又はその写しを除く。)
- 3 前 2 項の規定により提出される図書（以下「設計評価提出図書」という。）の受理につ

いては、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織（BVJの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と申請者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）の使用又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）の受理によることができる。

（設計住宅性能評価の受理及び契約）

第8条 BVJは、設計住宅性能評価の申請があったときは、次の事項を審査し、当該設計評価提出図書を受理する。

- (1) 申請に係る住宅が、第6条に定める評価の業務を行う範囲に該当するものであること。
- (2) 設計評価提出図書に形式上の不備がないこと。
- (3) 設計評価提出図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
- (4) 設計評価提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。

2 BVJは、前項の審査により同項各号に該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。

3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、BVJは、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に当該設計評価提出図書を返還する。

4 BVJは、設計住宅性能評価の申請を受理した場合においては、申請者に設計住宅性能評価に係る引受承諾書（BVJ-第1号様式）を交付する。この場合、申請者とBVJは別に定める住宅性能評価業務約款（以下「評価業務約款」という）に基づき契約を締結したものとする。

5 前項の契約に用いる書面には、少なくとも次に掲げる事項について明記するものとする。

- (1) 設計住宅性能評価を希望しない性能表示事項がある場合にあっては、その旨及び当該性能表示事項に関すること。
- (2) 申請者の協力義務に関する事項のうち、申請者は、BVJの求めに応じ、設計住宅性能評価のために必要な情報をBVJに提供しなければならないこと。
- (3) 評価料金に関する事項のうち、次に掲げるもの。
  - (a) 評価料金の額に関すること。
  - (b) 評価料金の支払期日に関すること。
  - (c) 評価料金の支払方法に関すること。
- (4) 評価の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの。
  - (a) 設計住宅性能評価書を交付し、又は設計住宅性能評価書を交付できない旨を通知する期日（以下この項において「業務期日」という。）に関すること。
  - (b) 申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他BVJに帰することのできない事由により業務期日から遅延する場合には、期日を変更できること。
- (5) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの。

- (a) 設計住宅性能評価書の交付前に計画が大きく変更された場合においては、設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないものとし、この場合においては、元の設計住宅性能評価に係る契約は解除されること。
  - (b) 申請者は、設計住宅性能評価書が交付されるまで、BVJに書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。
  - (c) 申請者は、BVJに帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
  - (d) BVJは、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料金が支払期日までに支払われないことその他の申請者に帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。
  - (e) (d)の規定により契約を解除した場合においては、一定額の評価料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
- (6) BVJが負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの。
- (a) 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法（昭和25年法律第201号。）その他の法令に適合することについて保証するものではないこと。
  - (b) 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅に瑕疵がないことについて保証するものではないこと。
  - (c) 設計評価提出図書に虚偽があることその他の事由により、適切な設計住宅性能評価を行うことができなかつた場合においては、設計住宅性能評価の結果について責任を負わないこと。

#### (設計住宅性能評価)

第9条 BVJは、法、これに基づく命令及び告示並びにビューローベリタスジャパン株式会社設計・建設住宅性能評価マニュアルに従い、設計住宅性能評価を評価員に実施させる。

- 2 評価の業務に従事する職員のうち評価員以外の者は、評価員の指示に従い、申請の受け付け、計画内容の予備審査等の補助的な業務を行う。
- 3 評価員は、設計住宅性能評価のために必要と認める場合においては、申請者又は設計者に対し、必要な図書の閲覧又は提出を求める。
- 4 評価員は、設計住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要に応じて設計住宅性能評価を一時中断する
- 5 前項の規定により設計住宅性能評価を中断した場合においては、BVJは、その是正が図られるまでの間、設計住宅性能評価を再開しない。

#### (設計住宅性能評価の申請の取り下げ)

第10条 申請者は、設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の申請を取り下げる

場合においては、その旨を記載した取下げ届出書をBVJに提出する。

- 2 前項の場合においては、BVJは、設計住宅性能評価を中止し、設計評価提出図書を申請者に返却する。

(設計評価提出図書の変更)

第11条 申請者は、設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の対象となる住宅の計画が変更された場合においては、その旨及び変更の内容についてBVJに通知するものとする。

- 2 前項の通知が行われた場合において、BVJが変更の内容が大規模であると認めるときは、申請者は、設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度設計住宅性能評価を申請しなければならない。

(設計住宅性能評価書の交付)

第12条 BVJは、設計住宅性能評価が終了した場合においては、次に掲げる場合を除き、速やかに設計住宅性能評価書を交付する。

- (1) 設計評価提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。
  - (2) 設計評価提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。
  - (3) 設計住宅性能評価の対象となる住宅の計画が建築基準法第6条第1項の建築基準関係規定（以下単に、「建築基準関係規定」という。）に適合しないと認めるとき。
  - (4) 設計住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかったことその他BVJに帰することのできない事由により、設計住宅性能評価を行えなかったとき。
  - (5) 評価料金が支払期日までに支払われていないとき。
- 2 設計住宅性能評価書の交付番号は、別表1に定める方法に従う。
  - 3 BVJは、第1項各号に該当するため設計住宅性能評価書を交付しないこととした場合においては、施行規則第4条第2項及び第3項に規定に従い、申請者に対してその旨の書面をもって通知する。
  - 4 設計住宅性能評価書又は前項の図書の交付については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

### 第3章 建設住宅性能評価の実施方法

(建設住宅性能評価の申請)

第13条 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価（以下「建設住宅性能評価」という。）のうち、新築住宅に係るものを申請しようとする者は、BVJに対し、次の各号（BVJにおいて最後の設計住宅性能評価を行っている場合にあつては、(2)を除く。）に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価申請書（新築住宅）



- (2) 設計住宅性能評価に要した図書及び最後に交付された設計住宅性能評価書又はその写し
  - (3) 施工状況報告書の様式
  - (4) 建築基準法第6条第1項の規定による確認を要しない住宅以外の住宅に係る申請にあっては、同項又は同法第6条の2第1項の確認済証の写し
- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第5条第1項に規定する変更建設住宅性能評価を申請しようとする者は、BVJに対し、前項(1)に掲げる図書、前項(2)及び(3)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の建設住宅性能評価の結果が記載された建設住宅性能評価書又はその写しを2部提出しなければならないものとする。(ただし、BVJにおいて直前の建設住宅性能評価を行っている場合にあっては、建設住宅性能評価書又はその写しを除く。)
- 3 建設住宅性能評価のうち、既存住宅に係るものを申請しようとする者は、BVJに対し、次の各号に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。
- (1) 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価申請書(既存住宅)
  - (2) 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取り図
  - (3) 住宅に関する基本的な事項に関する申告書
  - (4) 評価方法基準第4の3(1)イ後段の規定を適用する場合にあっては、登録住宅性能評価機関が行った現況検査により認められる劣化等の状況の評価の結果を記載した書類
  - (5) 評価方法基準第4の3(1)ロ又はハの規定を適用し、評価対象建築物の図書等で建設住宅性能評価に用いられたものをもって評価を行う場合にあっては、施行規則第15条第1項第1号ロ(1)若しくはハ(2)に掲げる書類(建設住宅性能評価申請書を除き、住宅性能評価に要したものに限り)又はその写し及び評価の結果を記載した書類
- 4 申請者は、第1項から第3項に掲げる図書が整っていない場合であっても、BVJに対し建設住宅性能評価の仮申請をすることができる。
- 5 第1項から第3項までの規定により提出される図書(以下「建設評価提出図書」という。)の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの受理によることができる。

(建設住宅性能評価の受理及び契約)

第14条 BVJは、建設住宅性能評価の申請があったときは、次の事項を審査し、当該建設評価提出図書を受理する。

- (1) 申請に係る住宅が、第6条に定める評価の業務を行う範囲に該当するものであること。
  - (2) 形式上の不備がないこと
  - (3) 記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
  - (4) 記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
- 2 BVJは、前項の審査により建設評価提出図書が同項各号に該当しないと認める場合

においては、その補正を求めるものとする。

- 3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、BVJは、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に当該建設評価提出図書を返還する。
- 4 BVJは、建設住宅性能評価の申請を受理した場合においては、申請者に建設住宅性能評価に係る引受承諾書（BVJ-第1号様式）を交付する。この場合、申請者とBVJは別に定める評価業務約款に基づき契約を締結したものとする。
- 5 前項の契約に用いる書面には、少なくとも次に掲げる事項について明記するものとする。
  - (1) 建設住宅性能評価を希望しない性能表示事項がある場合にあっては、その旨及び当該性能表示事項に関する事項。
  - (2) 申請者の協力義務に関する事項のうち、次に掲げるもの。
    - (a) 申請者はBVJの求めに応じ、建設住宅性能評価のために必要な情報をBVJに提供しなければならないこと。
    - (b) 申請者は、BVJの評価員が建設住宅性能評価の対象となる建築物並びにその敷地及び工事現場に立ち入ることに協力すること。
  - (3) 評価料金に関する事項のうち、次に掲げるもの。
    - (a) 評価料金の額に関すること。
    - (b) 評価料金の支払期日に関すること。
    - (c) 評価料金の支払方法に関すること。
  - (4) 評価の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの。
    - (a) 建設住宅性能評価書を交付し、又は建設住宅性能評価書を交付できない旨を通知する期日（以下この項において「業務期日」という。）に関すること。
    - (b) 申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他BVJに帰することのできない事由により業務期日から遅延する場合には、申請者との協議の上、期日を変更できること。
    - (c) 申請に係る住宅が、建築基準法第7条第1項の規定による検査を要しない住宅、同法第7条の6第1項第1号若しくは第2号の規定による認定を受けた住宅又は既存住宅以外の住宅である場合にあっては、同法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写しをBVJに提出しないときは、業務期日を延期することができること。
  - (5) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの。
    - (a) 建設住宅性能評価書の交付前に建設工事が大きく変更された場合においては、建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないものとし、この場合においては、元の建設住宅性能評価に係る契約は解除されること。
    - (b) 申請者は、建設住宅性能評価書が交付されるまで、BVJに書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。
    - (c) 申請者は、BVJに帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払っ

た評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。

- (d) BVJは、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料金が支払期日までに支払われないことその他の申請者に帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。
  - (e) (d)の規定により契約を解除した場合においては、一定額の評価料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
- (6) BVJが負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの。
- (a) 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に適合するか否かについて保証するものではないこと。
  - (b) 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅における瑕疵の有無について保証するものではないこと。
  - (c) 建設評価提出図書に虚偽があることその他の事由により、適切な建設住宅性能評価を行うことができなかつた場合においては、建設住宅性能評価の結果について責任を負わないこと。

#### (建設住宅性能評価)

第15条 BVJは、法、これに基づく命令及び告示並びにビューローベリタスジャパン株式会社設計・建設住宅性能評価マニュアルに従い、建設住宅性能評価を評価員に実施させる。

- 2 評価の業務に従事する職員のうち評価員以外の者は、評価員の指示に従い、申請の受け付け、検査記録の作成等の補助的な業務を行う。
- 3 評価員は、建設住宅性能評価のために必要と認める場合においては、申請者、設計者、工事施工者、工事監理者、所有者又は管理者に対し、必要な図書の閲覧又は提出を求める
- 4 評価員は、新築住宅に係る建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要に応じて当該建設住宅性能評価を一時中断する。
- 5 評価員は、既存住宅に係る建設住宅性能評価の為の検査の後に、申請者から補修等(容易に行うことができるものに限る。)を行った上での再検査を受けたい旨の申し出があった場合(申請者と所有者が異なる場合は、所有者の同意を得ている場合に限る。)は、建設住宅性能評価を一時中断する。
- 6 第4項又は第5項の規定により建設住宅性能評価を中断した場合においては、BVJはその是正が図られるか、又は補修等が完了されるまでの間、建設住宅性能評価を再開しない。

#### (新築住宅に係る建設住宅性能評価における検査)

第16条 申請者は、BVJに対し、検査対象工程に係る工事が完了する日又は完了した日を「検査対象工程に係る工事が完了する日又は完了した日の通知書」にて通知しなければ

ならないものとする。

- 2 BVJは、前項の規定による通知を受理したときは、同項に規定する日又はその通知を受理した日のいずれか遅い日から7日以内に、評価員に当該検査時期における検査を行わせる。
- 3 申請者は、検査が行われるまでに、当該検査対象工程に係る工事の実施の状況を記載した施工状況報告書をBVJに提出しなければならないものとする。
- 4 申請者は、検査が行われる場合には、材料等の納品書、工事写真、施工図、品質管理記録その他の図書を当該工事現場に備えておかなければならないものとする。
- 5 BVJは、検査を行ったときは、遅滞なく、施行規則別記第10号様式の検査報告書により建設住宅性能評価の申請者にその旨を報告する。

(建設住宅性能評価の申請の取り下げ)

- 第17条 申請者は、建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の申請を取り下げる場合においては、その旨を記載した取下げ届出書をBVJに提出するものとする。
- 2 前項の場合においては、BVJは、建設住宅性能評価を中止し、建設評価提出図書を申請者に返却する。

(建設工事の変更)

- 第18条 申請者は、新築住宅に係る建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の対象となる住宅の建設工事に変更された場合においては、その旨及び変更の内容についてBVJに通知するものとする。
- 2 前項の通知が行われた場合において、BVJが変更の内容が大規模であると認めるときは、申請者は、建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度建設住宅性能評価を申請しなければならない。

(建設住宅性能評価書の交付)

- 第19条 BVJは、建設住宅性能評価が終了した場合においては、新築住宅に係る建設住宅性能評価にあっては次の各号に掲げる場合、既存住宅に係る建設住宅性能評価にあっては次の(1)、(2)、(5)及び(6)に掲げる場合を除き、速やかに建設住宅性能評価書を交付する。
- (1) 建設評価提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。
  - (2) 建設評価提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。
  - (3) 建設住宅性能評価の対象となる住宅の計画が建築基準関係規定に適合しないと認めるとき。
  - (4) 申請に係る住宅について建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の検査済証が交付されていないとき。ただし、同法第7条第1項の規定による検査を要しない住宅又は同法第7条の6第1項第1号若しくは第2号の規定による認定を受けた住宅にあっては、この限りでない。

- (5) 建設住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかったこと、検査時期に必要な検査を行えなかったことその他BVJに帰することのできない事由により、建設住宅性能評価を行えなかったとき。
  - (6) 評価料金が支払期日までに支払われていないとき。
- 2 第12条第2項の規定は、建設住宅性能評価書の交付番号について準用する。
  - 3 BVJは、第1項各号に該当するため建設住宅性能評価書を交付しないこととした場合においては、施行規則第7条第2項及び第3項の規定に従い、申請者に対してその旨を通知する。
  - 4 建設住宅性能評価書又は前項の図書の交付については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

#### 第4章 評価員等

##### (評価員の選任)

- 第20条 代表取締役は、評価の業務を実施させるため、法第13条に定める要件を満たす者のうちから、評価員を選任するものとする。
- 2 評価員は、職員から選任するほか、職員以外の者に委嘱して選任することができるものとする。
  - 3 既存住宅に係る住宅性能評価の業務に従事する評価員については、登録講習機関（登録制移行前の指定講習機関を含む。）において、既存住宅に係る住宅性能評価に関する講習の課程を修了した者のうちから選任するものとする。
  - 4 評価員は、法別表各号の上段に掲げる住宅性能評価を行う住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号の中欄に掲げる者に該当する者がそれぞれ当該各号の下欄に定める数以上となるように毎年度見直しを行うものとする。

##### (評価員の解任)

- 第21条 代表取締役は、評価員が次のいずれかに該当する場合には、その評価員を解任するものとする。
- (1) 業務違反その他評価員としてふさわしくない行為があったとき。
  - (2) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認めるとき。

##### (評価員の配置)

- 第22条 評価の業務を実施するため、評価員を東京新宿事務所に2名以上配置する。
- 2 前項の評価員は、公正かつ適確に住宅性能評価を行わなければならない。
  - 3 ある事務所（本社を除く）の評価員が病気等の事情により評価業務を実施できない場合にあっては、当該事務所において本社またはその他事務所の評価員が臨時に評価業務を行う。この場合において、緊急のとき等にあっては、本社またはその他事務所において当該評価の業務を行う。

- 4 BVJは、住宅性能評価の申請件数が一時的に増加すること等の事情により、評価の業務を適切に実施することが困難となった場合にあっては、速やかに新たな評価員を選任する等の適切な措置を講ずる。

(評価員の教育)

- 第23条 評価員の資質を向上するため、評価員に対し、年1回、BVJの行う評価の業務に関する研修を受講させるものとする。
- 2 法、これに基づく命令及び告示の改正等に際しては、評価員に対し、登録講習機関等が行う講習を受講させるものとする。

(評価の業務の実施及び管理の体制)

- 第24条 評価の業務に従事する職員を、第22条第1項の規定により配置された評価員を含め、東京新宿事務所に2名以上配置し、その他事務所には1名以上配置する。
- 2 BVJは、住宅性能評価担当役員を法第9条第1項第3号に規定する専任の管理者に任命する。
- 3 専任の管理者は、評価の業務を統括し、評価の業務の適正な実施のため、必要かつ十分な措置を講ずるものとし、全ての評価書の交付について責任を有するものとする。

(評価員等の身分証の携帯)

- 第25条 評価の業務に従事する職員(評価員を含む。)が、住宅性能評価の対象となる建築物並びにその敷地及び工事現場に立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、必要に応じて関係者に掲示しなければならない。
- 2 前項の身分証の様式は、BVJ-第2号様式、BVJ-第3号様式による。

(秘密保持義務)

- 第26条 BVJの役員及びその職員(評価員を含む。)並びにこれらの者であった者は、評価の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

## 第5章 評価料金等

(評価料金の収納)

- 第27条 申請者は、別表2から別表9に定める評価料金および別表10に定める出張費料金を、銀行振込みにより納入する。ただし、やむを得ない事由がある場合は、別の収納方法によることができる。
- 2 前項の納入に要する費用は、申請者の負担とする。

(評価料金を減額するための要件)

- 第28条 評価料金は、次に掲げる場合に減額することができるものとする。

- (1) 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において住宅型式性能認定書の写し（BVJが当該認定書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合を除く。）が添えられている場合に限る。
- (2) 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において型式住宅部分等製造者等認証書の写し（BVJが当該認証書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合を除く。）が添えられている場合に限る。
- (3) 設計住宅性能評価の申請とともに、建築基準法第6条の2第1項の確認の申請を行うとき。
- (4) 建設住宅性能評価の申請とともに、建築基準法第7条の2第1項の検査及び同法第7条の4第1項の検査の申請を行うとき。
- (5) 共同住宅等で同タイプの住戸が多い場合等、住宅性能評価を効率的に実施できるとBVJが判断したとき。
- (6) その他、7日以内に3回以上の住宅性能評価の申請が見込めるときで、住宅性能評価が効率的に実施できるとBVJが判断したとき。
- (7) あらかじめBVJが定める日又は期間内に住宅性能評価の申請を行ったとき。
- (8) 住宅性能評価の申請とともに、独立行政法人住宅金融支援機構法第13条の業務に係る住宅の審査又は検査を行うとき。
- (9) 一団の住宅の開発等において、現場検査のための移動回数の合理化が図れるよう、まとまった戸数の建設住宅性能評価の申請を同時に受けたとき。
- (10) あらかじめ代表取締役が指定するソフトウェアを用いて申請書等を作成し、提出するとき。
- (11) 地方公共団体等が行う制度の要件として、住宅性能評価の申請を行うとき。

#### （評価料金の返還）

第29条 収納した評価料金は返還しない。ただし、BVJの責に帰すべき事由により評価の業務が実施できなかった場合には、この限りではない。

#### （負担金の納付）

第30条 BVJは、法第87条第3項の規定により住宅紛争処理支援センターからなされた通知に従い、負担金を同センターに対して納付する。

## 第6章 雑則

#### （登録の区分等の掲示）

第31条 BVJは、法第17条の規定に従い、登録の区分その他の施行規則第17条第1項各号に掲げる事項を、各事務所において公衆に見やすいように掲示する。

(評価業務規程等の公開)

第 32 条 B V J は、本規程を評価の業務を行うすべての事務所で業務時間内に公衆の閲覧に供するとともに、インターネット上に開設した B V J のホームページ (<http://www.bvjc.com/>) において公表するものとする。

(財務諸表の備付け)

第 33 条 B V J は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸貸対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書を作成し、五年間事務所にて備えて置くものとする。

(財務諸表等に係る閲覧等の請求)

第 34 条 利害関係人は、B V J の業務時間内は、次に掲げる請求をすることができる。

- (1) 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- (2) 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- (3) 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- (4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって次に掲げるもののうち、登録住宅性能評価機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
  - (a) 登録住宅性能評価機関の使用に係る電子計算機と法第十八条第二項第四号に掲げる請求をした者（以下この条において「請求者」という。）の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの。
  - (b) 磁気ディスクをもって調整するファイルに情報を記録したものを請求者に交付する方法
  - (c) (a) 及び (b) に掲げる方法は、請求者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものとする。

(帳簿及び書類の保存)

第 35 条 帳簿及び書類の保存期間は、次に掲げる文書の種類に応じ、それぞれに掲げるものとする。

- (1) 法第 19 条第 1 項の帳簿 評価の業務の全部を廃止するまで
- (2) 設計住宅性能評価申請書及びその添付図書、設計住宅性能評価に係る契約書その他設計住宅性能評価に要した書類（次号に掲げる書類と同一のものを除く。） 5 年間
- (3) 建設住宅性能評価申請書及びその添付図書、工事監理報告書、建設住宅性能評価に係る契約書その他建設住宅性能評価に要した書類 20 年間



(帳簿及び書類の保存及び管理の方法)

第 36 条 前条各号に掲げる文書の保存は、審査中にあつては審査のため特に必要がある場合を除き事務所内において、審査終了後は施錠できる室、ロッカー等において、確実にあり、かつ、秘密の漏れることのない方法で行う。

2 前項の保存は、当該文書を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示することができるようにして、これを行うことができる。

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第 37 条 BVJ は、電子情報処理組織による申請の受け付け及び図書の交付を行う場合においては、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

(評価の業務に関する公正の確保)

第 38 条 代表取締役、役員又はその職員（評価員を含む。）が、住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

2 代表取締役、役員又はその職員（評価員を含む。）が、住宅性能評価の申請に係る住宅について次のいずれかに該当する業務を行った場合は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

- (1) 設計に関する業務
- (2) 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務
- (3) 建設工事に関する業務
- (4) 工事監理に関する業務

3 代表取締役、役員又は職員（評価員を含む。）がその役員又は職員（過去二年間に役員又は職員であった者を含む。）である者が、次のいずれかに該当する業務を行った場合（当該役員又は職員（評価員を含む。）が当該申請に係る住宅性能評価の業務を行う場合に限る。）は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

- (1) 住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合
- (2) 住宅性能評価の申請に係る住宅について前項 (1)、(2)、(3) または (4) に掲げる業務を行った場合

4 評価員又は機関の役員若しくは職員以外の者は、評価の業務に従事してはならない。

(損害賠償保険への加入)

第 39 条 BVJ は、評価の業務に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約（保険金額が年間一億円以上であるもの及び地震その他の自然変象によって明らかとなった瑕疵についての補償が免責事項となっていないもの）を締結するものとする。

(事前相談)

第 40 条 申請者は、住宅性能評価の申請に先立ち、BVJに相談をすることができる。この場合においては、BVJは、誠実かつ公正に対応するものとする。

## 附属文書

関係条項	様式の名称	識別番号
第8条、第14条	引受承諾書	BVJ-第1号様式
第25条	身分証明書（評価員）	BVJ-第2号様式
第25条	身分証明書（評価補助員）	BVJ-第3号様式

## 最新版

版番号	Rev. 3.2
発効日	平成 29 年 4 月 1 日

## 改訂履歴

改訂版 Rev. 3.2	平成 29 年 4 月 1 日 改訂
変更概要	（事務所の所在地）第 4 条 13 名古屋駅前事務所 追加
改訂版 Rev. 3.1	平成 29 年 4 月 1 日 改訂
改訂版 Rev. 2.2	平成 28 年 4 月 15 日 改訂
改訂版 Rev. 2.1	平成 28 年 4 月 4 日 改訂
改訂版 Rev. 2.0	平成 28 年 1 月 15 日 改訂
改訂版 Rev. 1.25	平成 27 年 9 月 14 日 改訂
改訂版 Rev. 1.24	平成 27 年 6 月 1 日 改訂
改訂版 Rev. 1.23	平成 27 年 5 月 1 日 改訂
改訂版 Rev. 1.22	平成 27 年 4 月 1 日 改訂
改訂版 Rev. 1.21	平成 27 年 1 月 5 日 改訂
改訂版 Rev. 1.20	平成 26 年 4 月 10 日 改訂
改訂版 Rev. 1.19	平成 26 年 3 月 1 日 改訂
改訂版 Rev. 1.18	平成 26 年 1 月 6 日 改訂
改訂版 Rev. 1.17	平成 24 年 12 月 17 日 改訂
改訂版 Rev. 1.16	平成 24 年 4 月 1 日 改訂
改訂版 Rev. 1.15	平成 24 年 2 月 13 日 改訂
改訂版 Rev. 1.14	平成 24 年 1 月 4 日 改訂
改訂版 Rev. 1.13	平成 23 年 12 月 5 日 改訂
改訂版 Rev. 1.12	平成 23 年 5 月 1 日 改訂
改訂版 Rev. 1.11	平成 23 年 1 月 1 日 改訂
改訂版 Rev. 1.10	平成 22 年 10 月 1 日 改訂
改訂版 Rev. 1.9	平成 22 年 6 月 17 日 改訂
改訂版 Rev. 1.8	平成 21 年 11 月 30 日 改訂
改訂版 Rev. 1.7	平成 20 年 4 月 1 日 改訂
改訂版 Rev. 1.6	平成 20 年 1 月 15 日 改訂
改訂版 Rev. 1.5	平成 19 年 6 月 12 日 改訂

改訂版 Rev. 1.4	平成 18 年 11 月 10 日 改訂
改訂版 Rev. 1.3	平成 18 年 10 月 16 日 改訂
改訂版 Rev. 1.2	平成 18 年 6 月 1 日 改訂
改訂版 Rev. 1.1	平成 18 年 4 月 1 日 改訂
初版 Rev. 1.0	平成 18 年 3 月 1 日 制定

BVJ-第1号様式

年 月 日

## 引 受 承 諾 書

様

機関の住所

ビューローベリタスジャパン株式会社

代表取締役 佐々木 泰介 印

年 月 日付であった申請について、下記のとおり引き受けることを承諾します。  
引き受けに当たっては、ビューローベリタスジャパン株式会社住宅性能評価業務約款及び  
同住宅性能評価業務規程を遵守します。

### 記

1. 受付番号 第 号

2. 引き受けた業務

- 設計住宅性能評価       建設住宅性能評価       建設住宅性能評価(既存)  
 変更設計住宅性能評価       変更建設住宅性能評価

3. 引き受けた業務の対象と対象期日

(1) 建築物の区分       共同住宅       戸建住宅

(2) 計画又は工事名称

(3) 建築場所

(4) 業務期日 年 月 日

※上記期日は、設計内容、建築工事等に変更がある場合、早期に訂正されないと約束の期限までに  
交付できないことがありますことをご了承ください。

4. 評価料金額 (税込)      ¥ -  
内消費税      ¥

5. 性能評価を希望する性能表示事項

BVJ-第2号様式 身分証明書 (評価員)

年 月 日 交付第 号	
<b>評価員証</b>	写 真
氏 名	
生年月日	
上記の者は、ビューローベリタスジャパン株式会社住宅性能評価業務規程に定める評価員であることを証明する。	
登録住宅性能評価機関 ビューローベリタスジャパン株式会社	

BVJ-第3号様式 身分証明書 (評価補助員)

年 月 日 交付第 号	
<b>評価補助員証</b>	写 真
氏 名	
生年月日	
上記の者は、ビューローベリタスジャパン株式会社において住宅性能評価の業務に従事する職員であることを証明する。	
登録住宅性能評価機関 ビューローベリタスジャパン株式会社	

## 別表1 交付番号

交付番号は、16桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇-〇-〇-〇〇〇〇〇

1～3行目	084
4～5行目	BVJの事務所ごとに付する番号 01：横浜事務所 02： 03：東京新宿事務所 04：大阪事務所 05：千葉事務所 06：埼玉事務所 07：名古屋事務所 08： 09： 10：立川事務所 11：仙台事務所 12：福岡事務所 13：東京御茶ノ水事務所 14：神戸三ノ宮事務所 15：BV エクスプレス大阪 16： 17：山陽姫路事務所 18：川崎事務所 19：東京渋谷事務所 20： 21：神谷町事務所 22： 23：札幌アイアンドアイ事務所 24： 25：広島事務所 26：名古屋駅前事務所
6～9行目	西暦
10行目	1：設計住宅性能評価 2：建設住宅性能評価 3：既存住宅性能評価
11行目	1：一戸建ての住宅 2：共同住宅
12～16行目	通し番号（11行目までの数字の並びの別に応じ、00001から順に付するものとする。）

別表2 設計住宅性能評価業務（基本）手数料

手数料項目	税別（単位：円）		
	申請戸数 30 戸未満	申請戸数 30 戸以上	戸建住宅
設計住宅性能評価（基本）手数料 選択項目 音 8-3 及び 8-4 含む	300,000	10,000 (1 住戸当)	48,000
変更設計住宅性能評価手数料	3,000 (1 住戸当)	3,000 (1 住戸当)	24,000
選択項目手数料 音 8-1 及び 8-2	3,000 (1 住戸当)	3,000 (1 住戸当)	

※戸建住宅における審査を伴わない変更設計住宅性能評価手数料は、1 住戸あたり 3,000 円とする。  
 ※設計住宅性能評価書の再発行は 1 住戸あたり 5,000 円とする。（以下同じ）

別表3 建設住宅性能評価業務（基本）手数料

手数料項目	税別（単位：円）		
	申請戸数 30 戸未満	申請戸数 30 戸以上	戸建住宅
建設住宅性能評価（基本）手数料 選択項目 音 8-1 ～8-4 含む	600,000	20,000 (1 住戸当)	96,000
変更建設住宅性能評価手数料	5,000 (1 住戸当)	5,000 (1 住戸当)	24,000
再検査手数料	60,000	2,000 (1 住戸当)	24,000

※建設住宅性能評価業務に係る出張費は別表 10 に定める規程による。  
 ※追加検査手数料：申請者の希望により[評価方法基準 第 4 第 2 項(2)]に規定する『検査を行うべき時期』に加えて検査を実施する場合は別途協議の上料金を加算する  
 ※建設住宅性能評価書の再発行は 1 住戸あたり 5,000 円とする。（以下同じ）

別表4 BVJ 以外が設計住宅性能評価を行った建設住宅性能評価業務 1 棟の手数料

手数料項目	税別（単位：円）		
	申請戸数 30 戸未満	申請戸数 30 戸以上	戸建住宅
建設住宅性能評価（基本）手数料 選択項目 音 8-1 ～8-4 含む	900,000	30,000 (1 住戸当)	144,000
変更建設住宅性能評価手数料	5,000 (1 住戸当)	5,000 (1 住戸当)	24,000
再検査手数料	60,000	2,000 (1 住戸当)	24,000

※建設住宅性能評価業務に係る出張費は別表 10 に定める規程による。  
 ※追加検査手数料：申請者の希望により[評価方法基準 第 4 第 2 項(2)]に規定する『検査を行うべき時期』に加えて検査を実施する場合は別途協議の上料金を加算する

別表5 室内空気中における化学物質の濃度測定業務の料金【簡易測定法（測定バッチ）】

住戸数 (同一時期に測定できる住戸数)	税別（単位：円）	
	ホルムアルデヒドのみ (1 住戸あたり)	ホルムアルデヒド+VOC (1 住戸あたり)
1	65,000	75,000
2	35,000	55,000
3～5	30,000	40,000
6～10	24,000	34,000
11～30	22,000	32,000
31～	20,000	30,000

注：計測バッチで 1 住戸当り 1 点計測する場合。他点測定の場合は 1 万円/バッチが加算とする。



※建設住宅性能評価業務に係る出張費は別表10に定める規程による。

別表6 延べ面積が500㎡以下の共同住宅に係る評価業務手数料

税別（単位：円）

1棟の延べ面積 (㎡)	項目	業務料が 概ね20%以上 40%未満軽減	業務料が 概ね40%以上軽減	その他
~200	設計住宅性能評価	78,000	48,000	98,000
	変更設計住宅性能評価	19,000	14,000	24,000
	建設住宅性能評価	68,000	48,000	148,000
	建設住宅性能評価 (BVJ以外で設計住宅性能評価)	108,000	73,000	198,000
	変更建設住宅性能評価	19,000	14,000	39,000
200超~500	設計住宅性能評価	98,000	58,000	118,000
	変更設計住宅性能評価	24,000	14,000	29,000
	建設住宅性能評価	80,000	60,000	180,000
	建設住宅性能評価 (BVJ以外で設計住宅性能評価)	128,000	88,000	238,000
	変更建設住宅性能評価	19,000	14,000	43,000

※上記金額に戸当たり手数料(¥5,000 x 評価対象住戸数)を加える

※上表に記載の無い項目については、別表2・3を適用。(別表7についても、同じ)

別表7 住宅型式性能認定及び認証型式住宅部分等製造者等を利用した一戸建て住宅に係る評価業務手数料

税別（単位：円）

延べ面積 (㎡)	業務量が概ね20%以上40%未満軽減		業務量が概ね40%以上軽減	
	設計住宅性能評価 手数料	建設住宅性能評価 手数料	設計住宅性能評価 手数料	建設住宅性能評価 手数料
200㎡以下	43,000	88,000	35,800	68,000
200㎡超	52,000	104,000	42,000	78,000
変更設計/建設 住宅性能評価手数料	19,000	19,000	14,000	14,000

※建設住宅性能評価業務に係る出張費は別表10に定める規程による。

## 別表 8 既存住宅の住宅性能評価手数料（戸建住宅）

## 1. 現況検査手数料

税別（単位：円）

評価対象住戸	竣工図・設計図書あり	設計図書あり
	意匠、構造、設備に関する竣工時の図面 や現況を示す図面	意匠図のみの場合または現況と設計図書 のくい違いが大きい場合
200 m <sup>2</sup> 以下の住宅	60,000	75,000
200 m <sup>2</sup> を超える住宅	20 m <sup>2</sup> 毎に上記金額の10%を加算する	

※設計図書がない場合は別途御見積となります。建設・設計評価書有りとは、弊社交付の評価書と致します。

※設計図書有りとは、竣工図面 “意匠、構造（構造計算書含）、設備” に関する竣工時の図面が整っている場合です。

※再検査手数料は¥20,000 となります。

※特定現況検査（腐朽・蟻害）は別途料金となります。

※建設住宅性能評価業務に係る出張費は別表10に定める規程による。

## 2. 個別性能評価手数料

税別（単位：円）

個別性能表示項目（1住戸当り） （全て選択項目）	建設評価書 設計図書有り	設計評価書、 設計図有り	設計図書あり
1-1 耐震等級（構造躯体の倒壊防止）	20,000	30,000 (15,000)	40,000 (20,000)
1-2 耐震等級（構造躯体の損傷防止）	上記金額に含	—	—
1-3 耐風等級（構造躯体の倒壊防止及び損傷防止）	上記金額に含	—	—
1-4 耐積雪等級（構造躯体の倒壊防止及び損傷防止）	上記金額に含	—	—
1-5 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法	上記金額に含	上記金額に含	上記金額に含
1-6 基礎の構造方法及び形式等	上記金額に含	—	—
2-1 感知警報装置設置等級（自住戸火災時）	3,000	4,000	5,000
2-4 脱出対策（火災時）	上記金額に含	上記金額に含	上記金額に含
2-5 耐火等級（延焼の恐れのある部分（開口部））	上記金額に含	—	—
2-6 耐火等級（延焼の恐れのある部分（開口部以外））	上記金額に含	—	—
4-1 維持管理対策等級（専用配管）	3,000	—	—
6-2 換気対策	3,000	4,000	5,000
7-1 単純開口率	3,000	5,000	5,000
7-2 方位別開口比	上記金額に含	上記金額に含	5,000
9-1 高齢者等配慮対策等級（専用部分）	3,000	4,000	5,000
9-2 高齢者等配慮対策等級（共用部）	上記金額に含	上記金額に含	5,000
10-1 開口部の侵入対策等級	3,000	4,000	5,000

※設計図書がない場合は別途御見積となります。建設・設計評価書有りとは、弊社交付の評価書と致します。

※設計図書有りとは、竣工図面 “意匠、構造（構造計算書含）、設備” に関する竣工時の図面が整っている場合です。

※7-1、7-2 において開口計算書が無い場合の評価手数料は¥20,000 となります。

## 別表 9 既存住宅の住宅性能評価手数料（共同住宅）

※紛争処理支援センター負担金を含んでおります。

- ・住宅性能評価手数料は、『現況検査手数料』と『個別性能評価手数料』に分かれております。
- ・現況検査は必須項目で、『住棟・共用部分の検査』と『住戸・専用部分の検査』があります。
- ・個別性能評価は全て選択項目となっております。
- ・現況検査手数料は、共用部分手数料＋専用部分手数料（共同住宅は専用部分単独では評価できません）

## 1. 現況検査手数料

税別（単位：円）

住棟・共用部分現況検査手数料（1棟当り）		
延べ面積（㎡）	竣工図・設計図書あり （意匠、構造、設備に関する竣工時の 図面が整っている場合）	設計図書あり （意匠図のみの場合または現況と設計 図書のくい違いが大きい場合）
～500	120,000	180,000
500超～1,500	180,000	220,000
1,500超～2,500	220,000	250,000
2,500超～5,000	250,000	300,000
5,000超～7,500	300,000	350,000
7,500超～10,000	350,000	400,000
10,000超～15,000	400,000	450,000
15,000超～20,000	450,000	500,000
20,000超	別途御見積	別途御見積

住戸・専用部分現況検査手数料（1住戸当り）		
評価対象住戸	竣工図・設計図書あり （意匠、構造、設備に関する竣工時の 図面や現況を示す図面）	設計図書あり （意匠図のみの場合または現況と設計 図書のくい違いが大きい場合）
100㎡以下の住宅	30,000	40,000
100㎡を超える住宅	20㎡毎に上記金額の10%を加算する	

※設計図書がない場合は個別の見積となります。

※現況検査が土日等の休日や規定時間外に行われる場合は、25%の割増となります。

※現況検査の再検査の手数料は、住棟・共用部分は上表の1/3、住戸・専用部分は¥20,000/回となります。

※建設住宅性能評価業務に係る出張費は別表10に定める規程による。

## 2. 個別性能評価手数料

税別（単位：円）

個別性能表示項目（1住戸当り） （全て選択項目）	住棟・ 共用 部分	住戸・ 専用 部分	建設評価書、 設計図書有り	設計評価書、 設計図有り	設計図書あり
1-1 耐震等級（構造躯体の倒壊防止）	○	×	20,000	50,000 (25,000)	60,000 (30,000)
1-2 耐震等級（構造躯体の損傷防止）	○	×	上記金額に含		
1-3 耐風等級（構造躯体の倒壊防止及び損傷防止）	○	×	上記金額に含		
1-4 耐積雪等級（構造躯体の倒壊防止及び損傷防止）	○	×	上記金額に含		
1-5 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法	○	×	上記金額に含	上記金額に含	上記金額に含
1-6 基礎の構造方法及び形式等	○	×	上記金額に含		
2-1 感知警報装置設置等級（自住戸火災時）	×	○	3,000	5,000	5,000
2-2 感知警報装置設置等級（他住戸火災時）	○	○	上記金額に含	上記金額に含	上記金額に含
2-3 避難安全対策（他住戸等火災時）	×	○	上記金額に含	上記金額に含	上記金額に含
2-4 脱出対策（火災時）	×	○	上記金額に含	上記金額に含	上記金額に含
2-5 耐火等級（延焼の恐れのある部分（開口部））	○	○	上記金額に含		
2-6 耐火等級（延焼の恐れのある部分（開口部以外））	○	○	上記金額に含		
2-7 耐火等級（界壁及び界床）	×	○	上記金額に含		
4-1 維持管理対策等級（専用配管）	×	○	3,000		
4-2 維持管理対策等級（共用配管）	○	×	上記金額に含		
6-2 換気対策	×	○	3,000	5,000	8,000
7-1 単純開口率	×	○	3,000	5,000	8,000
7-2 方位別開口比	×	○	上記金額に含	上記金額に含	8,000
9-1 高齢者等配慮対策等級（専用部分）	×	○	3,000	5,000	8,000
9-2 高齢者等配慮対策等級（共用部）	○	×	上記金額に含	上記金額に含	8,000
10-1 開口部の侵入対策等級	○	○	3,000	5,000	8,000

※設計図書がない場合は別途御見積となります。建設・設計評価書有りとは、弊社交付の評価書と致します。

※設計図書有りとは、竣工図面“意匠、構造（構造計算書含）、設備”に関する竣工時の図面が整っている場合。

※耐震等級においては、新耐震設計法（1981年）以降の基準による計算書、地盤調査報告書等がある場合を対象と致します。

※6-3 室内空気中の化学物質の濃度等の測定料金は別途御見積となります。

※住棟・共用部分について、既に『1 構造の安定に関すること』に関する個別性能評価を実施している場合、当該手数料は1/2となります。（ ）内金額。

## 3. 石綿含有建材等に係る料金

税別（単位：円）

6-4 石綿含有建材の有無等	石綿含有建材の有無確認（1 住戸あたり）	90,000
	サンプル採取・分析（1 建材（3 検体）あたり）	350,000
6-5 室内空気中の石綿の粉塵の濃度等	濃度測定・分析（1 箇所（2 試料）あたり）	300,000

※建材サンプリングについては、申請者の指定する建材について実施いたします。実施するために壁等の仕上材等の一部をはがす、高所作業で足場が必要などの場合申請者にて準備をお願いします。

※濃度測定は、申請者の指定する室内で実施しますが、現場における評価員の判断でより適した部屋を選定する場合があります。

※サンプリングは1建材につき、吹付け材は10 c m<sup>3</sup>程度、板材は100 c m<sup>3</sup>程度のものを3箇所採取します、採取した後の補修等は申請者にてお願いします。

※サンプリング試料の分析については、JISA1481（建材製品中のアスベスト含有率測定方法）によります。

※室内空気中の濃度測定については住宅性能表示の評価基準によります。”

※遠隔地の場合の出張費は別に定めるビューローベリタスジャパン株式会社住宅性能評価業務出張費規程によります。

別表 10 出張費

1. 出張費の計算方法

- (1) 建設住宅性能評価業務に係る出張費は、最も経済的な通常の経路及び方法により出張した場合の交通費及び日当等を考慮し、申請地より至近のBVJ事業所からの距離に応じて定める。
- (2) ただし、業務上の必要または天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路及び方法によって出張し難い場合には、次項の規程に代えて、その現にとる経路及び方法によって計算した交通費を考慮することができる。

2. 出張費料金

- (1) 出張費は、次の別表 10-1 から別表 10-9 に定めるものとする。ただし、BVJが建設住宅性能評価業務を効率的に実施できると認める場合又は出張費の額の変更をすることが必要と認める場合に、出張費を減額することができる。

## 別表 10-1 出張費（北海道）

※合併等により市町村名が変更になった場合は、旧市町村名とします

## 1. 地域区分

地域	北海道	
<b>地域 A</b> 事務所から概ね 15km までに含まれる区域	札幌市、小樽市、江別市、北広島市、石狩市、当別町	
<b>出張費</b>	<b>0 円</b>	
<b>地域 B</b> 事務所から概ね 15km～30km までに含まれる区域	岩見沢市、千歳市、恵庭市、新篠津村、喜茂別町、京極町、赤井川村、南幌町、長沼町	
<b>出張費</b>	<b>0 円</b>	
<b>地域 C</b> 事務所から概ね 30km～50km までに含まれる区域	夕張市、苫小牧市、美唄市、三笠市、伊達市、真狩村、留寿都村、倶知安町、共和町、仁木町、余市町、由仁町、栗山町、月形町、浦臼町、白老町、安平町	
<b>出張費</b>	<b>共同 戸建 14,000 円</b>	
<b>地域 D</b> 事務所から概ね 50km～100km までに含まれる区域	旭川市、室蘭市、留萌市、芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、富良野市、登別市、長万部町、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、奈井江町、上砂川町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、増毛町、豊浦町、壮瞥町、厚真町、洞爺湖町、むかわ町、日高町、平取町、新冠町	
<b>出張費</b>	<b>21,000 円</b>	
<b>地域 E</b> 事務所から概ね 100km 以遠の区域		
<b>出張費</b>		

## 2. その他の地域区分

※上記出張費は消費税抜き金額です。

次のいずれかに該当する場合の出張費は日当 50,000 円(消費税抜)に別途実費交通費が加算されます

- ・別表によらず離島するとき
- ・BVJ 事業所から概ね 100km 以遠の区域で、別表に該当しない遠隔地

別表 10-2 出張費 (東北1)

※合併等により市町村名が変更になった場合は、旧市町村名とします

1. 地域区分

地域	宮城県	青森県	岩手県	秋田県
<b>地域 A</b> 事務所から概ね 15km までに含まれる 区域	仙台市、名取市、岩 沼市、多賀城市、塩 釜市、利府町、富谷 町、七ヶ浜町			
<b>出張費</b>	<b>0 円</b>			
<b>地域 B</b> 事務所から概ね 15km~30km までに 含まれる区域	色麻町、大衡村、大 和町、大郷町、松島 町、川崎町、村田町、 蔵王町、柴田町、大 河原町、亘理町			
<b>出張費</b>	<b>0 円</b>			
<b>地域 C</b> 事務所から概ね 30km~50km までに 含まれる区域	大崎市、石巻市、東 松島市、白石市、角 田市、加美町、涌谷 町、美里町、山元町、 丸森町、七ヶ宿町			
<b>出張費</b>	<b>共同 0 円 戸建 14,000 円</b>			
<b>地域 D</b> 事務所から概ね 50km~100km までに 含まれる区域	栗原市、登米市、気 仙沼市、南三陸町、 女川町		一関市、奥州市、陸 前高田市、平泉町	湯沢市
<b>出張費</b>	<b>21,000 円</b>		<b>21,000 円</b>	<b>21,000 円</b>
<b>地域 E</b> 事務所から概ね 100km 以遠の区域		全域	地域 D 以外の区域	地域 D 以外の区域
<b>出張費</b>		<b>25,000 円</b>	<b>25,000 円</b>	<b>25,000 円</b>

2. その他の地域区分

※上記出張費は消費税抜きの金額です。

次のいずれかに該当する場合の出張費は日当 50,000 円(消費税抜)に別途実費交通費が加算されます

- ・ 別表によらず離島るとき
- ・ BVJ 事業所から概ね 100km 以遠の区域で、別表に該当しない遠隔地



別表 10-3 出張費 (東北2)

※合併等により市町村名が変更になった場合は、旧市町村名とします

1. 地域区分

地域	山形県	福島県		
<b>地域 A</b> 事務所から概ね 15km までに含まれる区域				
<b>出張費</b>				
<b>地域 B</b> 事務所から概ね 15km~30km までに含まれる区域				
<b>出張費</b>				
<b>地域 C</b> 事務所から概ね 30km~50km までに含まれる区域	山形市、上山市、天童市、東根市、尾花沢市、村山市、寒河江市、河北町、中山町、山辺町、大石田町			
<b>出張費</b>	共同 戸建 0 円 14,000 円			
<b>地域 D</b> 事務所から概ね 50km~100km までに含まれる区域	酒田市、鶴岡市、新庄市、南陽市、米沢市、長井市、最上町、舟形町、金山町、真室川町、鮭川村、戸沢村、庄内町、大蔵村、西川町、大江町、朝日町、白鷹町、小国町、高島町、川西町、飯豊町、三川町	福島市、伊達市、相馬市、南相馬市、二本松市、国見町、桑折町、新地町、川俣町、飯館村、浪江町、葛尾村、双葉町		
<b>出張費</b>	21,000 円	21,000 円		
<b>地域 E</b> 事務所から概ね 100km 以遠の区域	遊佐町	地域 D 以外の区域		
<b>出張費</b>	25,000 円	25,000 円		

2. その他の地域区分

※上記出張費は消費税抜きの金額です。

次のいずれかに該当する場合の出張費は日当 50,000 円(消費税抜)に別途実費交通費が加算されます

- ・別表によらず離島るとき
- ・BVJ 事業所から概ね 100km 以遠の区域で、別表に該当しない遠隔地

## 別表 10-4 出張費 (関東 1)

※合併等により市町村名が変更になった場合は、旧市町村名とします

## 1. 地域区分

地域	東京都	神奈川県	埼玉県
<b>地域 A</b> 事務所から概ね 15km までに含まれる 区域	東京 23 区、西東京市、武蔵野市、三鷹市、調布市、狛江市、清瀬市、東久留米市、東村山市、東大和市、武蔵村山市、小平市、立川市、昭島市、国分寺市、小金井市、国立市、府中市、日野市、多摩市、稲城市、町田市、八王子市、青梅市、瑞穂町、羽村市、日の出町、あきる野市、福生市	横浜市、川崎市	戸田市、川口市、和光市、蕨市、川口市、さいたま市、越谷市、ふじみ野市、富士見市、志木市、三芳町、朝霞市、新座市、宮代町、白岡市、北本市、蓮田市、伊奈町、桶川市、上尾市、春日部市、川島町、川越市、所沢市、入間市
<b>出張費</b>	<b>0 円</b>	<b>0 円</b>	<b>0 円</b>
<b>地域 B</b> 事務所から概ね 15km~30km までに 含まれる区域	檜原村、奥多摩町	相模原市、愛川町、厚木市、座間市、大和市、綾瀬市、海老名市、伊勢原市、寒川町、藤沢市、茅ヶ崎市、平塚市、鎌倉市、逗子市、葉山町、横須賀市、三浦市、清川村	松伏町、吉川市、三郷市、八潮市、草加市、加須市、幸手市、久喜市、鴻巣市、吉見町、東松山市、杉戸町、鳩山町、坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、日高市、狭山市、大里町、行田市、羽生市、飯能市
<b>出張費</b>	<b>0 円</b>	<b>0 円</b>	<b>0 円</b>
<b>地域 C</b> 事務所から概ね 30km~50km までに 含まれる区域	地域 A~B 以外の区域	秦野市、松田町、中井町、大井町、開成町、大磯町、二宮町、小田原市	越生町、横瀬町、ときがわ町、東秩父村、小川町、嵐山町、滑川町、寄居町、深谷市、熊谷市
<b>出張費</b>	共同 戸建 <b>0 円</b> 14,000 円	共同 戸建 <b>0 円</b> 14,000 円	共同 戸建 <b>0 円</b> 14,000 円
<b>地域 D</b> 事務所から概ね 50km~100km までに 含まれる区域		地域 A~C 以外の区域	地域 A~C 以外の区域
<b>出張費</b>		<b>21,000 円</b>	<b>21,000 円</b>
<b>地域 E</b> 事務所から概ね 100km 以遠の区域			
<b>出張費</b>			

## 2. その他の地域区分

※上記出張費は消費税抜きの金額です。

次のいずれかに該当する場合の出張費は日当 50,000 円(消費税抜)に別途実費交通費が加算されます

- ・別表によらず離島るとき
- ・BVJ 事業所から概ね 100km 以遠の区域で、別表に該当しない遠隔地

別表 10-5 出張費 (関東2)

※合併等により市町村名が変更になった場合は、旧市町村名とします

## 1. 地域区分

地域	千葉県	茨城県	栃木県	群馬県
<b>地域 A</b> 事務所から概ね 15km までに含まれる 区域	千葉市、船橋市、市 川市、習志野市、浦 安市、松戸市、八千 代市、四街道市、佐 倉市、市原市、八街 市			
<b>出張費</b>	<b>0 円</b>			
<b>地域 B</b> 事務所から概ね 15km~30km までに 含まれる区域	成田市、富里市、木 更津市、長南町、長 柄町、茂原市、大網 白里市、東金市、 酒々井町、印西市、 栄町、柏市、我孫子 市、流山市、野田市、 袖ヶ浦市、鎌ヶ谷 市、白井市、白子町、 九十九里町、芝山 町、山武市	取手市、守谷市、利 根町、龍ヶ崎市、境 町、五霞町、つくば みらい市、坂東市		
<b>出張費</b>	<b>0 円</b>	<b>0 円</b>		
<b>地域 C</b> 事務所から概ね 30km~50km までに 含まれる区域	君津市、富津市、鴨 川市、大多喜町、勝 浦市、御宿町、いす み市、睦沢町、一宮 町、長生村、横芝光 町、多古町、旭市、 神崎町、香取市、匝 瑛市	牛久市、つくば市、 河内町、稲敷市、美 浦村、阿見町、土浦 市、古河市、下妻市、 結城市、八千代町、 常総市	小山市、足利市、佐 野市、栃木市、野木 町、岩舟町	板倉町、館林市、明 和町、邑楽村、千代 田町、大泉町
<b>出張費</b>	<b>共同 0 円</b> <b>戸建 14,000 円</b>	<b>共同 0 円</b> <b>戸建 14,000 円</b>	<b>共同 0 円</b> <b>戸建 14,000 円</b>	<b>共同 0 円</b> <b>戸建 14,000 円</b>
<b>地域 D</b> 事務所から概ね 50km~100km までに 含まれる区域	地域 A~C 以外の区 域	地域 B、C 及び E 以 外の区域	壬生町、上三川町、 宇都宮市、鹿沼市、 真岡市、芳賀町、益 子町、茂木町、市貝 町、高根沢町、日光 市、足尾町、さくら 市、那須烏山市、下 野市	太田市、伊勢崎市、 玉村町、桐生市、前 橋市、高崎市、藤岡 市、安中市、富岡市、 甘楽町、神流町、下 仁田町、南牧村、上 野村、沼田市、昭和 村、吉岡町、渋川市、 榛東村、みどり市
<b>出張費</b>	<b>21,000 円</b>	<b>21,000 円</b>	<b>21,000 円</b>	<b>21,000 円</b>
<b>地域 E</b> 事務所から概ね 100km 以遠の区域		日立市、常陸太田 市、高萩市、北茨城 市、大子町、東海村	地域 C 及び D 以外の 区域	地域 C 及び D 以外の 区域
<b>出張費</b>		<b>25,000 円</b>	<b>25,000 円</b>	<b>25,000 円</b>

## 2. その他の地域区分

※上記出張費は消費税抜きの金額です。

次のいずれかに該当する場合の出張費は日当 50,000 円(消費税抜)に別途実費交通費が加算されます

- ・ 別表によらず離島るとき
- ・ BVJ 事業所から概ね 100km 以遠の区域で、別表に該当しない遠隔地

別表 10-6 出張費 (中部 1)

※合併等により市町村名が変更になった場合は、旧市町村名とします

1. 地域区分

地域	愛知県	新潟県	富山県	石川県
<b>地域 A</b> 事務所から概ね 15km までに含まれる区域	名古屋市、尾張旭市、長久手市、日進市、東郷町、豊明市、東海市、飛島村、蟹江町、あま市、津島市、大治町、稲沢市、豊山町、清須市、北名古屋市、弥富市	「2. その他の地域区分」に該当		
<b>出張費</b>	<b>0 円</b>			
<b>地域 B</b> 事務所から概ね 15km~30km までに含まれる区域	小牧市、犬山市、春日井市、瀬戸市、豊田市、みよし市、刈谷市、知立市、安城市、高浜市、大府市、東浦町、知多市、阿久比町、半田市、一宮市、江南市、大口町、扶桑町、岩倉市、愛西市			
<b>出張費</b>	<b>0 円</b>			
<b>地域 C</b> 事務所から概ね 30km~50km までに含まれる区域	岡崎市、豊川市、蒲郡市、幸田町、西尾市、碧南市、武豊町、常滑市、美浜町、南知多町			
<b>出張費</b>	<b>共同 0 円 戸建 14,000 円</b>			
<b>地域 D</b> 事務所から概ね 50km~100km までに含まれる区域	地域 A~C 以外の区域			
<b>出張費</b>	<b>21,000 円</b>			
<b>地域 E</b> 事務所から概ね 100km 以遠の区域			全域	全域
<b>出張費</b>			<b>25,000 円</b>	<b>25,000 円</b>

2. その他の地域区分

※上記出張費は消費税抜きの金額です。

次のいずれかに該当する場合の出張費は日当 50,000 円(消費税抜)に別途実費交通費が加算されます

- ・ 別表によらず離島するとき
- ・ BVJ 事業所から概ね 100km 以遠の区域で、別表に該当しない遠隔地

別表 10-7 出張費 (中部2)

※合併等により市町村名が変更になった場合は、旧市町村名とします

1. 地域区分

地域	福井県	山梨県	長野県	岐阜県
<b>地域 A</b> 事務所から概ね 15km までに含まれる区域				
<b>出張費</b>				
<b>地域 B</b> 事務所から概ね 15km~30km までに含まれる区域		上野原市		海津市、輪之内町、羽島市、大垣市、岐阜市、笠松町、岐南町、各務原市、多治見市
<b>出張費</b>		0 円		0 円
<b>地域 C</b> 事務所から概ね 30km~50km までに含まれる区域		大月市、都留市、甲州市、小菅村、丹波山村、道志村		養老町、関ヶ原町、安八町、垂井町、瑞穂市、神戸町、池田町、北方町、大野町、関市、美濃市、坂祝町、美濃加茂市、富加町、七宗町、川辺町、八百津町、可児市、御嵩町、瑞浪市、土岐市
<b>出張費</b>		共同 戸建 0 円 14,000 円		共同 戸建 0 円 14,000 円
<b>地域 D</b> 事務所から概ね 50km~100km までに含まれる区域	若狭町、美浜町、敦賀市、南越前町、池田町、大野市、高浜町、おおい町、小浜市	地域 B 及び C 以外の区域	王滝村、上松町、大桑村、南木曾町、飯田市、阿智村、下条村、泰阜村、平谷村、阿南町、根羽村、売木村、天龍村	本巣市、山県市、郡上市、下呂市、白川町、東白川村、恵那市、中津川市、揖斐川町
<b>出張費</b>	21,000 円	21,000 円	21,000 円	21,000 円
<b>地域 E</b> 事務所から概ね 100km 以遠の区域	地域 D 以外の区域		地域 D 以外の区域	地域 B~D 以外の区域
<b>出張費</b>	25,000 円		25,000 円	25,000 円

2. その他の地域区分

※上記出張費は消費税抜きの金額です。

次のいずれかに該当する場合の出張費は日当 50,000 円(消費税抜)に別途実費交通費が加算されます

- ・別表によらず離島るとき
- ・BVJ 事業所から概ね 100km 以遠の区域で、別表に該当しない遠隔地

別表 10-8 出張費 (中部3)

※合併等により市町村名が変更になった場合は、旧市町村名とします

1. 地域区分

地域	静岡県			
<b>地域 A</b> 事務所から概ね 15km までに含まれる区域				
<b>出張費</b>				
<b>地域 B</b> 事務所から概ね 15km~30km までに含まれる区域				
<b>出張費</b>				
<b>地域 C</b> 事務所から概ね 30km~50km までに含まれる区域				
<b>出張費</b>				
<b>地域 D</b> 事務所から概ね 50km~100km までに含まれる区域	小山町、御殿場市、裾野市、長泉町、三島市、函南町、熱海市、清水町、伊豆の国市、伊東市、伊豆市、東伊豆町、河津町、西伊豆町、沼津市、富士市、富士宮市、静岡市湖西市、浜松市、磐田市			
<b>出張費</b>	<b>21,000 円</b>			
<b>地域 E</b> 事務所から概ね 100km 以遠の区域	地域 D 以外の区域			
<b>出張費</b>	<b>25,000 円</b>			

2. その他の地域区分

※上記出張費は消費税抜きの金額です。

次のいずれかに該当する場合の出張費は日当 50,000 円(消費税抜)に別途実費交通費が加算されます

- ・別表によらず離島るとき
- ・BVJ 事業所から概ね 100km 以遠の区域で、別表に該当しない遠隔地

別表 10-9 出張費 (関西 1)

※合併等により市町村名が変更になった場合は、旧市町村名とします

1. 地域区分

地域	大阪府	兵庫県	三重県	滋賀県
<b>地域 A</b> 事務所から概ね 15km までに含まれる区域	大阪市、豊中市、吹田市、摂津市、守口市、門真市、東大阪市、八尾市、松原市、大阪狭山市、羽曳野市、泉大津市、堺市、高石市、忠岡町	神戸市、芦屋市、西宮市、三木市、尼崎市、加古川市、姫路市、加西市、高砂市、たつの市、福崎町、太子町		
<b>出張費</b>	<b>0 円</b>	<b>0 円</b>		
<b>地域 B</b> 事務所から概ね 15km~30km までに含まれる区域	貝塚市、岸和田市、和泉市、泉佐野市、田尻町、熊取町、河内長野市、千早赤阪村、富田林市、河南町、太子町、藤井寺市、柏原市、大東市、四条畷市、交野市、寝屋川市、枚方市、茨木市、池田市、箕面市、高槻市、島本町、能勢町、豊能町	伊丹市、川西市、宝塚市、明石市、三田市、稲美町、猪名川町、播磨町、小野市、赤穂市、相生市、上郡町、市川町、西脇市、宍粟市、佐用町、加東市、多可町、神河町	桑名市、朝日町、川越町、木曾岬町	
<b>出張費</b>	<b>0 円</b>	<b>0 円</b>	<b>0 円</b>	
<b>地域 C</b> 事務所から概ね 30km~50km までに含まれる区域		篠山市、丹波市、朝来市	いなべ市、東員町、菟野町、四日市市、鈴鹿市	
<b>出張費</b>		<b>共同 0 円 戸建 5,000 円</b>	<b>共同 0 円 戸建 14,000 円</b>	
<b>地域 D</b> 事務所から概ね 50km~100km までに含まれる区域		養父市、豊岡市、香美町、新温泉町、淡路市、洲本市、南あわじ市	亀山市、津市、伊賀市、名張市、松阪市、大台町、明和町、多気町、度会町、玉城町、伊勢市、鳥羽市、志摩市、南伊勢町	全域
<b>出張費</b>		<b>21,000 円</b>	<b>21,000 円</b>	<b>21,000 円</b>
<b>地域 E</b> 事務所から概ね 100km 以遠の区域			地域 B~D 以外の区域	
<b>出張費</b>			<b>25,000 円</b>	

2. その他の地域区分

※上記出張費は消費税抜きの金額です。

次のいずれかに該当する場合は出張費は日当 50,000 円(消費税抜)に別途実費交通費が加算されます

- ・ 別表によらず離島するとき
- ・ BVJ 事業所から概ね 100km 以遠の区域で、別表に該当しない遠隔地

## 別表 10-10 出張費 (関西2)

※合併等により市町村名が変更になった場合は、旧市町村名とします

## 1. 地域区分

地域	京都府	奈良県	和歌山県	
<b>地域 A</b> 事務所から概ね 15km までに含まれる区域				
<b>出張費</b>				
<b>地域 B</b> 事務所から概ね 15km~30km までに含まれる区域	八幡市、京田辺市	生駒市、香芝市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、王寺町、河合町、上牧町		
<b>出張費</b>	<b>0 円</b>	<b>0 円</b>		
<b>地域 C</b> 事務所から概ね 30km~50km までに含まれる区域	京都市、亀岡市、向日市、宇治市、長岡京市、城陽市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城町、木津川市	大和郡山市、奈良市、天理市、桜井市、大和高田市、橿原市、御所市、五條市（地域 D を除く）、高取町、明日香村、三宅町、川西町、田原本町、広陵町、葛城市、大淀町		
<b>出張費</b>	<b>共同 0 円 戸建 10,500 円</b>	<b>共同 0 円 戸建 10,500 円</b>		
<b>地域 D</b> 事務所から概ね 50km~100km までに含まれる区域	綾部市、福知山市、舞鶴市、宮津市、伊根町、京丹後市、京丹波町、南丹市、与謝野町	山添村、吉野町、下市町、五条市（西吉野町、大塔町）、野迫川村、十津川村、天川村、黒滝村、上北山村、下北山村、川上村、東吉野村、御杖村、曾爾村、宇陀市	地域 E 以外の区域	
<b>出張費</b>	<b>21,000 円</b>	<b>21,000 円</b>	<b>21,000 円</b>	
<b>地域 E</b> 事務所から概ね 100km 以遠の区域			田辺市、上富田町、白浜町、すさみ町、串本町、古座川町、那智勝浦町、太地町、新宮市、北山村	
<b>出張費</b>			<b>25,000 円</b>	

## 2. その他の地域区分

※上記出張費は消費税抜きの金額です。

次のいずれかに該当する場合の出張費は日当 50,000 円(消費税抜)に別途実費交通費が加算されます

- ・別表によらず離島るとき
- ・BVJ 事業所から概ね 100km 以遠の区域で、別表に該当しない遠隔地



## 別表 10-11 出張費 (中国 1)

※合併等により市町村名が変更になった場合は、旧市町村名とします

## 1. 地域区分

地域	広島県	鳥取県	島根県	岡山県
<b>地域A</b> 事務所から概ね 15 km までに含まれる区域	広島市、呉市、廿日市市、府中町、海田町、熊野町、坂町			
<b>出張費</b>	<b>0 円</b>			
<b>地域B</b> 事務所から概ね 15 km～30 km までに含まれる区域	大竹市、東広島市、安芸高田市、江田島市、安芸太田町、北広島町、			
<b>出張費</b>	<b>0 円</b>			
<b>地域C</b> 事務所から概ね 30 km～50 km までに含まれる区域	竹原市、三原市、三次市、大崎上島町、世羅町		浜田市、益田市、邑南町、津和野町、吉賀町	美作市、西栗倉村、和気町、備前市、瀬戸内市
<b>出張費</b>	<b>共同 0 円 戸建 14,000 円</b>		<b>共同 0 円 戸建 14,000 円</b>	<b>共同 0 円 戸建 14,000 円</b>
<b>地域D</b> 事務所から概ね 50 km～100 km までに含まれる区域	尾道市、福山市、府中市、庄原市、神石高原町	日南町、若桜町、智頭町、八頭町、岩美町、鳥取市、湯梨浜町、三朝町、倉吉市	出雲市、大田市、江津市、雲南市、奥出雲町、飯南町、川本町、美郷町	地域C以外の区域
<b>出張費</b>	<b>21,000 円</b>	<b>21,000 円</b>	<b>21,000 円</b>	<b>21,000 円</b>
<b>地域E</b> 事務所から概ね 100 km 以遠の区域		地域D以外の区域	地域C～D以外の区域	
<b>出張費</b>		<b>25,000 円</b>	<b>25,000 円</b>	

## 2. その他の地域区分

※上記出張費は消費税抜きの金額です。

次のいずれかに該当する場合の出張費は日当 50,000 円(消費税抜)に別途実費交通費が加算されます

- ・別表によらず離島るとき
- ・BVJ事業所から概ね 100km 以遠の区域で、別表に該当しない遠隔地

## 別表 10-12 出張費 (中国 2)

※合併等により市町村名が変更になった場合は、旧市町村名とします

## 1. 地域区分

地域	山口県			
<b>地域A</b> 事務所から概ね 15 kmまでに含まれ る区域				
<b>出張費</b>				
<b>地域B</b> 事務所から概ね 15 km～30kmまで に含まれる区域				
<b>出張費</b>				
<b>地域C</b> 事務所から概ね 30 km～50kmまで に含まれる区域	岩国市、柳井市			
<b>出張費</b>	共同 0円 戸建 14,000円			
<b>地域D</b> 事務所から概ね 50 km～100kmまで に含まれる区域	山口市、萩市、防府 市、下松市、光市、 美祢市、周南市、田 布施町、平生町、阿 武町、下関市、山陽 小野田市、宇部市、 長門市			
<b>出張費</b>	21,000円			
<b>地域E</b> 事務所から概ね 100 km以遠の区域	地域C～D以外の 区域			
<b>出張費</b>	25,000円			

## 2. その他の地域区分

※上記出張費は消費税抜きの金額です。

次のいずれかに該当する場合の出張費は日当 50,000円(消費税抜)に別途実費交通費が加算されます

- ・別表によらず離島るとき
- ・BVJ事業所から概ね 100km 以遠の区域で、別表に該当しない遠隔地

## 別表 10-13 出張費（四国）

※合併等により市町村名が変更になった場合は、旧市町村名とします

## 1. 地域区分

地域	徳島県	香川県	愛媛県	高知県
<b>地域A</b> 事務所から概ね 15 km までに含まれる区域 <b>出張費</b>	「2. その他の地域区分」に該当	「2. その他の地域区分」に該当	「2. その他の地域区分」に該当	「2. その他の地域区分」に該当
<b>地域B</b> 事務所から概ね 15 km～30 km までに含まれる区域 <b>出張費</b>				
<b>地域C</b> 事務所から概ね 30 km～50 km までに含まれる区域 <b>出張費</b>				
<b>地域D</b> 事務所から概ね 50 km～100 km までに含まれる区域 <b>出張費</b>				
<b>地域E</b> 事務所から概ね 100 km 以遠の区域 <b>出張費</b>				

## 2. その他の地域区分

※上記出張費は消費税抜きの金額です。

次のいずれかに該当する場合の出張費は日当 50,000 円(消費税抜)に別途実費交通費が加算されます

- ・別表によらず離島するとき
- ・BVJ 事業所から概ね 100km 以遠の区域で、別表に該当しない遠隔地

別表 10-14 出張費 (九州1)

※合併等により市町村名が変更になった場合は、旧市町村名とします

1. 地域区分

地域	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県
<b>地域A</b> 事務所から概ね 15 km までに含まれる区域	福岡市、新宮町、志免町、粕屋町、篠栗町、宇美町、須恵町、久山町、那珂川町、春日市、大野城市、筑紫野市、太宰府市、古賀市、糸島市			
<b>出張費</b>	<b>0 円</b>			
<b>地域B</b> 事務所から概ね 15 km～30 km までに含まれる区域	福津市、宮若市、飯塚市、小郡市、桂川町、筑前町、宗像市、朝倉市、嘉麻市、小竹町、鞍手町、大刀洗町	鳥栖市、佐賀市、基山町、唐津市、神崎市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町		
<b>出張費</b>	<b>0 円</b>	<b>0 円</b>		
<b>地域C</b> 事務所から概ね 30 km～50 km までに含まれる区域	中間市、直方市、田川市、芦屋町、岡垣町、遠賀町、水巻町、八女市、筑後市、大川市、柳川市、久留米市、うきは市、赤村、添田町、香春町、川崎町、糸田町、大任町、福智町、東峰村、大木町、広川町、北九州市、行橋市、みやま市、みやこ町	多久市、小城市、白石町、大町町、江北町、玄海町、伊万里市、武雄市		
<b>出張費</b>	<b>共同 0 円 戸建 14,000 円</b>	<b>共同 0 円 戸建 14,000 円</b>		
<b>地域D</b> 事務所から概ね 50 km～100 km までに含まれる区域	豊前市、大牟田市、吉富町、上毛町、築上町、苅田町	鹿島市、嬉野市、有田町、太良町	諫早市、大村市、佐世保市、島原市、平戸市、松浦市、西海市、雲仙市、南島原市、佐々町、時津町、長与町、川棚町、波佐見町、東彼杵町、長崎市	熊本市、荒尾市、菊池市、玉名市、山鹿市、阿蘇市、合志市、小国町、南小国町、嘉島町、益城町、大津町、菊陽町、和水町、長洲町、南関町、玉東町、南阿蘇村、産山村、西原村
<b>出張費</b>	<b>21,000 円</b>	<b>21,000 円</b>	<b>21,000 円</b>	<b>21,000 円</b>
<b>地域E</b> 事務所から概ね 100 km 以遠の区域			地域D以外の区域	地域D以外の区域
<b>出張費</b>			<b>25,000 円</b>	<b>25,000 円</b>

2. その他の地域区分

※上記出張費は消費税抜きの金額です。

次のいずれかに該当する場合の出張費は日当 50,000 円(消費税抜)に別途実費交通費が加算されます

- ・ 別表によらず離島のとき
- ・ BVJ 事業所から概ね 100km 以遠の区域で、別表に該当しない遠隔地

## 別表 10-15 出張費 (九州2)

※合併等により市町村名が変更になった場合は、旧市町村名とします

## 1. 地域区分

地域	大分県	宮崎県	鹿児島県	
<b>地域A</b> 事務所から概ね 15 km までに含まれる区域				
<b>出張費</b>				
<b>地域B</b> 事務所から概ね 15 km～30 km までに含まれる区域				
<b>出張費</b>				
<b>地域C</b> 事務所から概ね 30 km～50 km までに含まれる区域				
<b>出張費</b>				
<b>地域D</b> 事務所から概ね 50 km～100 km までに含まれる区域	宇佐市、日田市、豊後高田市、中津市、杵築市、日出町、由布市、玖珠町、九重町、竹田市、別府市			
<b>出張費</b>	<b>21,000 円</b>			
<b>地域E</b> 事務所から概ね 100 km 以遠の区域	地域D以外の区域	全域	全域	
<b>出張費</b>	<b>25,000 円</b>	<b>25,000 円</b>	<b>25,000 円</b>	

## 2. その他の地域区分

※上記出張費は消費税抜きの金額です。

次のいずれかに該当する場合の出張費は日当 50,000 円(消費税抜)に別途実費交通費が加算されます

- ・別表によらず離島するとき
- ・BVJ 事業所から概ね 100km 以遠の区域で、別表に該当しない遠隔地

別表 10-16 出張費 (沖縄)

※合併等により市町村名が変更になった場合は、旧市町村名とします

1. 地域区分

地域	沖縄県			
<b>地域A</b> 那覇空港から概ね 15kmまでに含ま れる区域 出張費	「2. その他の地域 区分」に該当			
<b>地域B</b> 那覇空港から概ね 15km～30kmま でに含まれる区域 出張費				
<b>地域C</b> 那覇空港から概ね 30km～50kmま でに含まれる区域 出張費				
<b>地域D</b> 那覇空港から概ね 50km～100kmま でに含まれる区域 出張費				
<b>地域E</b> 那覇空港から概ね 100km以遠の区域 出張費				

2. その他の地域区分

日当 50,000 円(消費税抜)に別途実費交通費が加算されます。

以上